

公立大学法人秋田公立美術大学

第 2 期中期計画

平成 31 年 3 月

【目 次】

I	第2期中期計画策定の基本的考え方	
1	本学を取り巻く現状と今後の展開	1
2	計画期間中に目指す将来像	1
3	重点的に取り組む事項（重点戦略）	1
II	公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期計画	
第1	中期計画の期間および教育研究上の基本組織	3
1	中期計画の期間	3
2	教育研究上の基本組織	3
第2	教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	3
1	教育に関する目標を達成するための措置	3
(1)	教育内容の充実	3
(2)	グローバル人材の育成	4
(3)	教育の質の向上	4
(4)	学生確保の強化	5
2	学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
(1)	学習支援の充実	5
(2)	生活支援の充実	5
(3)	進路支援の充実	6
(4)	総合的な支援体制の整備	6
第3	研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	6
1	研究に関する目標を達成するための措置	6
(1)	研究水準の向上	6
(2)	研究支援体制の充実	7
第4	社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	7

1	社会連携に関する目標を達成するための措置	7
	(1) 地域社会への貢献	7
	(2) 産学官連携の推進	7
	(3) 他大学等との連携	8
第5	国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	8
1	国際交流に関する目標を達成するための措置	8
	(1) 海外との交流機会の拡充	8
第6	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	9
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	9
	(1) 機動的・効率的な業務運営	9
	(2) 教職員の協働	9
	(3) 監査制度の充実	9
2	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	9
	(1) 人事制度の運用と人材育成	9
3	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 事務処理の効率化	10
第7	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10
1	外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 外部資金等自己収入の確保	10
2	経費の効率化に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 安定的な財政運営	11
3	資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 施設および知的財産の有効活用	11
第8	自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置	11
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 評価の充実	11

2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 情報公開等の充実	11
第9	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	12
1	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 施設設備の整備	12
2	大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 同窓会・後援会との連携強化	12
	(2) 地元企業等との連携	12
3	安全管理に関する目標を達成するための措置	13
	(1) 安全管理体制の確立	13
	(2) 危機管理体制の充実	13
	(3) 情報セキュリティの強化	13
4	人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	13
	(1) 人権の尊重	13
	(2) 法令遵守	13
第10	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画	14
1	予算（平成31年度～平成36年度）	14
2	収支計画（平成31年度～平成36年度）	15
3	資金計画（平成31年度～平成36年度）	15
第11	短期借入金の限度額	16
第12	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	16
第13	重要な財産の譲渡等に関する計画	16
第14	剰余金の使途	16
第15	地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	16

I 第2期中期計画策定の基本的考え方

1 本学を取り巻く現状と今後の展開

近年、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、A I（人工知能）およびI o T（モノのインターネット）をはじめとする技術革新の著しい進展など、社会全体の構造が大きく変化している。

こうした中、国においては、18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や適切な地域配置など、今後の高等教育の在り方が議論されている。

また、設置者である秋田市の財政は、中長期的に見ても厳しい状況が続くと見込まれており、大学運営の更なる効率化が求められている。

その一方、人生100年時代を見据えた生涯を通じた学びへの関心やワークライフバランスの実現など、多様で新たな価値観が生まれており、こうした潮流が地方創生の展開とあいまって、本学に対する役割や期待はこれまで以上に高まることが予想される。

本学は、平成25年4月の開学以来、建学の「4つの基本理念」の実現に向け、第1期中期計画に基づく特色ある教育研究活動の実践を通して、芸術文化の発展と地域社会の課題解決・活性化に取り組んできたほか、大学院の設置やN P O法人アーツセンターあきたの設立など、組織体制の基盤整備に努めてきた。

第2期中期計画の策定にあたっては、これまでの歩みを今後の更なる発展の礎とし、また、計画期間中に迎える開学10年目の節目の年（2023年）が、本学の新たな歴史の出発点であるとの認識のもと、次に掲げる将来像を実現するための重点戦略を設定するとともに、本計画の着実な推進を通じて、第2期中期目標の達成に向けた各種取組を積極的に展開する。

2 計画期間中に目指す将来像

時代の要請に応え、広く国内外に存在感を示すことができる大学

地域に根ざした教育研究活動を通じて、時代が求める役割や期待に応えるとともに、本学の特色を生かした新たな挑戦により地域に愛され、支持され、広く国内外に存在感を示すことができる大学を目指す。

3 重点的に取り組む事項（重点戦略）

- 3つのポリシーに基づく全学的な共通認識のもとで入試改革に取り組むほか、学部と大学院の連携を図りながら、教育内容の絶え間ない検証と充実に努める。また、キャリア支援の充実や総合的な学生支援体制の構築を検討するなど、学びの環境整備に努め、広く社会で活躍できる人材を育成する。

- 地域に根ざした独創的・先駆的な取組や国際的な展示会への参加など、質の高い研究活動を通じ、広く芸術文化の発展に貢献する。
- 地域や企業等との連携により新たな価値を創造し、地域社会の課題解決・活性化に貢献する。NPO法人アーツセンターあきたと連携し、芸術文化によるまちづくりや地元企業の産業デザイン力の向上に積極的に関わるほか、県内市町村のアートプロジェクトを先導する。
- 学生および教員が海外の多様な文化や価値観を受容できるよう、外国語教育の充実や留学生受入プログラムの構築を図り、海外大学等との積極的な交流を推進する。
- 効率的な運営や自主財源の確保、ブランド力の向上に向けた戦略的な広報活動の展開など、経営的視点で大学を運営する。

Ⅱ 公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期計画

注) 計画本文中、以下のとおり項目を整理している。

- 【新】第2期中期計画から新たに加えた項目
- 【拡】従来の取組を拡充して実施する項目
- 【重】重点戦略に位置付け実施する項目

第1 中期計画の期間および教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成31年4月1日から平成37年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	美術学部
大学院	複合芸術研究科

第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容の充実

ア 学士課程における教育の充実

○ 【重】教育課程の充実

各科目の連携を図るとともに、科目区分や科目内容、履修方法等の見直しに努め、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく体系的な教育課程の充実を図る。

○ 成績評価

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価基準に沿った客観的で適切な成績評価を実施する。

○ 【新・重】大学院との連携

大学院と連携し、大学院課程での授業や研究等を公開する場を設けるなど、進学後までの一貫した学びを共有する。

イ 大学院課程における教育の充実

○ 【重】研究指導の充実

大学院生の研究環境の改善と教職員間の連携による研究指導体制の更なる充実を図るとともに、学部・大学院間の連携により、共同授業等の相互的な活動を推進する。

○ 成績評価

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価基準に沿った客観的で適切な成績評価を実施する。

(2) グローバル人材の育成

○ 【拡・重】グローバル教育の推進

新たな海外研修プログラムの創設等、海外の美術動向を積極的に取り入れた教育を実践するほか、豊かな教養と伝統文化への深い理解を養うなど、グローバルに活躍するための国際感覚を身に付けた人材を育成する。

○ 【新・重】外国語教育の充実

グローバルな交流や活動の場で求められるコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育体制の充実を図る。

(3) 教育の質の向上

【数値目標】

・ F D ・ S D 取組事例数：30 件以上

○ 研究活動の評価と改善

教育活動について自己点検・評価を継続的に実施するとともに、学生アンケートの結果を教員の授業評価の参考指標として取り入れるなど、評価に基づく教育活動の改善と充実を図る。

○ 教育力の向上

教育力の向上に組織的に取り組むため、F D※1・S D※2 活動の積極的な推進を通じて、教職員に対する各種研修機会の充実を図る。

※1 F D（ファカルティ・ディベロップメント）

教員の教育研究活動および業務遂行に係る資質の向上と能力の開発を図るための組織的な取組

※2 S D（スタッフ・ディベロップメント）

教職員の大学管理運営および教育研究支援に係る資質の向上と能力の開発を図るための組織的な取組

(4) 学生確保の強化

○ 【重】入学者選抜の改善

入試制度改革への対応を図るとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った意欲ある優秀な学生を受け入れるため、過去の入試結果や入学後の学力成績等の分析・検証を踏まえた入学者選抜方法の改善を図る。

○ 入試広報活動の充実

美術に対する意欲や関心が高い優秀な入学志願者の確保を目指し、入試広報活動の充実を図る。

○ 【新・重】社会人・外国人留学生の受け入れ

知識や技能の向上を目指す社会人や優れた外国人留学生等、多様な人材を受け入れるための体制を整備する。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援の充実

○ 学習環境の整備・充実

学生が自主的な制作活動や課題に取り組めるよう、施設設備や学内情報システムの整備のほか、制作スペースや附属図書館の充実など、学習環境の整備・充実を図る。

○ 学習相談等の充実

学生の状況をきめ細かく把握し、学習相談に応じるための担任教員を配置するとともに、学生が教職員に対し積極的に相談できる体制の充実を図る。

○ 【拡・重】学習意欲を高める機会の充実

成績優秀者の表彰制度の実施や学外企画展等への出展機会の拡充など、学習意欲を高める機会の充実を図る。

○ 自主的な活動の支援

卒業研究作品展・修了研究作品展をはじめ各種作品展示やイベントの企画、サークル活動等の学生の自主的な活動を支援する。

(2) 生活支援の充実

○ 相談体制の整備

学生の心身両面の健康と生活上の諸問題に対応できるよう、定期的な健康診

断を実施するとともに、臨床心理士や看護師による相談体制を整備するなど、各専攻等と連携・協力した支援を提供する。

○ **【新】経済的な支援**

経済的な理由などで授業料の納付が困難な学生に対し、授業料の減免等で支援する。

(3) 進路支援の充実

【数値目標】

・進路決定率（志望者ベース）：100%

○ **【重】進路指導の充実**

就職・起業および進学等に関する積極的な情報提供・個別指導のほか、キャリア教育科目やガイダンスの充実を図るなど、学生の適切な進路選択を支援する。

(4) 総合的な支援体制の整備

○ **【新・重】総合的な支援の提供**

学生一人ひとりのニーズに対応し、学習や生活、進路等の各種支援体制の連携を図り、学生生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援を提供することができる体制を整備する。

○ **【新】ダイバーシティの推進**

障がいの有無や性別、文化的相違等、多様化する支援内容への対応を図り、ダイバーシティを推進する。

第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上

【数値目標】

・科学研究費補助金（科研費）申請件数：60件以上
・科学研究費補助金（科研費）採択件数：18件以上

○ **【重】先鋭的・複合的な研究の推進**

地域の様々な課題に応じた実践的な研究の更なる進展を図るとともに、他分野の研究者や他機関と連携し、先鋭的、複合的、学際的領域の創作活動を含む

研究を推進する。

○ **【重】外部資金の獲得**

科学研究費補助金（科研費）等の競争的外部研究資金の獲得に向け、教職員一体となったサポート体制の充実を図るとともに、研修会の開催や学内研究費の裁量的な配分等を通じて組織的に支援する。

○ **研究成果の発信**

芸術表現に関する特色ある研究成果や活動実績を広く国内外に発信し、本学のプレゼンス向上を図る。

(2) **研究支援体制の充実**

○ **【新・重】研究活動の支援**

研究活動の活性化に向け、研究資源や時間を効率的に活用するための環境整備や外部資金獲得に向けた教職員一体となったサポート体制の充実など、研究支援体制の充実を図る。

○ **【新】若手・女性研究者の育成支援**

女性研究者の活躍推進とともに、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保に努め、多様な視点による研究活動の活性化を図る。

第4 **社会連携の充実に関する目標を達成するための措置**

1 **社会連携に関する目標を達成するための措置**

(1) **地域社会への貢献**

○ **【重】地域貢献活動の充実**

NPO法人アーツセンターあきたとの連携を図りながら、地域の芸術を担う人材育成や地域の課題解決を図るための多様なプログラムを実施するほか、地域と連携した各種事業や社会のニーズを踏まえた公開講座等を実施する。

○ **【新】市の政策課題への貢献**

秋田市が抱える様々な課題の解決に向けて、市が設置する各種委員会や審議会等に教職員が参加するとともに、市が目指す「芸術文化のまちづくり」をはじめ、多面的な活動を通じて広く市民生活の向上に貢献する。

(2) **産学官連携の推進**

【数値目標】

・ 受託事業・共同研究数：60 件以上

○ 産学官連携の推進

教育研究成果を地域社会に還元するため、地方自治体や民間企業等との共同事業を積極的に推進する。

(3) 他大学等との連携

【数値目標】

・ (大学コンソーシアムあきた等が主催する) 高大連携授業数：30 科目以上

○ 他大学との連携

大学コンソーシアムあきた等への参画を通じて、県内の大学との研究協力や学生交流に取り組むほか、全国の美術系大学をはじめとする他大学との交流・連携を推進し、各大学が有する資源を有効に活用した教育研究活動の充実を図る。

○ 高大連携の推進

専門的な事項について強い意欲や関心を持つ高校生に対し、高大連携授業の開講や各高校を訪問しての模擬授業等を通して、多彩かつ多様な教育に触れる機会を提供する。

第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置

1 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外との交流機会の拡充

【数値目標】

・ 海外留学・海外研修参加者数：120 人以上

○ 【重】交流提携校の拡充

本学の教育研究活動の向上に向け、海外の大学や研究機関等との交流協定締結を拡充し、教員や学生間の交流機会の充実を図る。

○ 【拡・重】学生支援の充実

単位互換制度を視野に入れた海外留学制度の整備など、学生支援の充実を図るほか、国際的な現代美術の動向を体感できる機会を提供するための新たな海外研修プログラムを創設する。

○ 研究活動等の支援

教員の海外での研究活動や作品発表、国際的な展示会への参加等を支援するとともに、その活動実績等を広く国内外に発信する。

○ 【重】受け入れ体制の整備

外国人留学生向けの受け入れプログラムを構築するほか、海外の大学教員やアーティスト等の研究活動および作品発表の受け入れ機会の拡充に向け、レジデンス施設の整備など各種サポート体制の充実を図る。

第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的・効率的な業務運営

○ 機動的・効率的な業務運営

理事長のリーダーシップのもと、理事会や各種委員会等の明確な役割分担と円滑な連携を図り、機動的で効率的な業務運営を推進する。

(2) 教職員の協働

○ 学内組織の充実

教員と事務職員との一体的な連携体制を確保し、各委員会やセンター等の学内組織の充実を図る。

(3) 監査制度の充実

○ 【新】監査制度の充実

監査制度の充実を図るとともに、監査結果に基づき、大学運営の継続的な改善を推進する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度の運用と人材育成

【数値目標】

・事務職員の法人採用職員率：50%以上

○ 【重】人事計画の推進

法人職員採用計画を策定し、同計画の着実な推進により適正な人員配置を行う。

○ 人事評価制度の運用と改善

能力と実績が適正に評価され、教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。

○ 人材の育成

SD活動を推進し、教職員の研修機会の充実を図るとともに、行政機関や他大学等との人事交流を通して、高い専門性と幅広い視野を持った人材の育成に努める。

○ 【新】働きやすい職場環境づくり

ワークライフバランスに配慮し、教職員が働きやすく、健康で安心して働くことができる職場環境づくりを推進する。

3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の効率化

○ 事務組織の効率化

日常業務の効率的かつ効果的な実施による生産性の向上を図るため、事務組織の柔軟化や効率化について継続的な見直しを行う。

○ 外部委託業務の検証

事務処理の効率化および予算の効果的な執行を図るため、既存の外部委託業務について委託内容を定期的に見直すなど、費用対効果の向上に努める。

第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金等自己収入の確保

【数値目標】

- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 申請件数 : 60 件以上
- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 採択件数 : 18 件以上
- ・ (再掲) 受託事業・共同研究数 : 60 件以上

○ 【重】外部資金の獲得

科学研究費補助金 (科研費) 等の競争的外部研究資金の獲得を組織的に支援し、自己収入の確保に向けた外部資金の獲得を推進する。

○ 受託事業等の推進

NPO法人アーツセンターあきたとの連携を図りながら、地方自治体や民間

企業等の受託事業、共同研究などを積極的に受け入れる。

○ 【新・重】新たな自己収入の確保

新たな自己収入の確保に向け、積極的な情報収集に努めるとともに、本学が有する多様な資源を活用した取組を戦略的に展開する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 安定的な財政運営

○ 【重】中長期的な視点による財政運営

限られた予算の効果的・効率的な執行を図るため、事業のスクラップアンドビルドを進めながら、大学の中長期的な収入見込みを踏まえた財政運営を行う。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 施設および知的財産の有効活用

○ 施設の有効活用

施設の有償貸付の推進など、資産の有効活用を図る。

○ 知的財産の管理・活用

知的財産の取扱いに関する基本方針に基づき、知的財産の権利化・収益化の推進を図る。

第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価の充実

○ 評価による業務改善

効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、外部評価機関（秋田市公立大学法人評価委員会、認証評価機関等）による評価を受審し、評価結果・提言等を踏まえた業務改善や教育研究活動の充実に取り組むなど、内部質保証機能の向上を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開等の充実

○ 情報公開等の充実

法人としての説明責任を果たすため、適正な情報公開に努めるとともに、教育研究活動等の状況についても、ウェブサイト等の各種広報手段を活用した積

極的な情報発信に取り組む。

○ **【新・重】戦略的広報の展開**

特色ある教育研究成果や国際的な活動実績、地域貢献の取組等を迅速かつ戦略的に情報発信するとともに、学外企画展等への出展機会の拡充など、ターゲットを明確にした効果的な広報活動を展開し、本学の認知度およびブランド力の向上を図る。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の整備

○ **【重】計画的な施設設備の整備**

老朽化した施設設備について、長期修繕計画に基づき省エネルギー化やCO₂削減に配慮しながら計画的に修繕・更新するとともに、教育研究環境の向上に向けた新たな施設整備を検討する。

○ **情報環境の整備**

情報教育環境の向上等を図るため、学内情報システムの改善・効率化を推進する。

2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置

(1) 同窓会・後援会との連携強化

○ **同窓会・後援会との連携**

学外からの支援の充実を図るため、本学の前身である秋田公立美術工芸短期大学を含む卒業生による同窓会や、保護者による後援会との連携を強化し、情報共有や学生・卒業生に対するサポートを行う。

○ **【新】開学10周年に向けた連携の推進**

開学10周年の節目の年（2023年）を本学の更なる発展の契機とするため、各種記念事業の実施に向けて同窓会や後援会との交流・連携の充実を図る。

(2) 地元企業等との連携

○ **地元企業等との連携**

産学連携の推進や就職対策の充実を図るため、大学支援組織「あきびネット」会員の新規開拓を推進するとともに、同組織を活用しながら地元企業等との連携を強化する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理体制の確立

○ 安全管理の徹底

工作機械等の定期点検や安全講習、部屋ごとの管理者の配置により安全管理体制を確保する。

(2) 危機管理体制の充実

○ 危機管理の徹底

危機管理マニュアルに基づき、事件や事故、災害等発生時を想定した危機管理体制を徹底する。

(3) 情報セキュリティの強化

○ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の保護等のセキュリティ対策に取り組む。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重

○ ハラスメントの防止

学生、教職員が個人として尊重され、人権を侵害されることがないように、研修等による啓発活動を実施するとともに、プライバシーに配慮した相談窓口を設置するなど、相談体制を確保する。

(2) 法令遵守

○ コンプライアンス意識の徹底

不正経理や研究不正の防止等を図るため、コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識の醸成に努める。

第10 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成31年度～平成36年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,240
授業料等収入	1,699
施設整備費補助金	450
受託研究等収入	6
その他収入	92
計	8,487
支出	
人件費	5,593
一般管理費	911
教育研究経費	1,247
教育研究支援経費	280
施設設備費	450
受託研究費等	6
計	8,487

（人件費の見積もり）

中期計画期間中、総額5,593百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算した（退職手当を除く）。

（運営費交付金の算定方法）

中期目標・中期計画の達成のために必要と考えられる支出経費の合計額から見込まれる収入を差し引いた額を各年度の運営費交付金額とする。

なお、本計画における運営費交付金は、現時点で見込まれる期間中の支出および収入を一定の条件を前提として試算したうえで算出したものであり、各年度における実際の運営費交付金については、当該年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画（平成31年度～平成36年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	8,296
経常経費	8,296
業務費	7,126
教育研究経費	1,247
教育研究支援経費	280
受託研究費等	6
人件費	5,593
一般管理費	911
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	259
臨時損失	0
収益の部	8,296
経常収益	8,296
運営費交付金収益	6,240
授業料等収益	1,699
受託研究費収益	6
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	92
資産見返負債戻入	259
臨時利益	0
純利益	0

3 資金計画（平成31年度～平成36年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	8,487
業務活動による支出	8,037
投資活動による支出	450

財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	8,487
業務活動による収入	8,037
運営費交付金による収入	6,240
授業料等による収入	1,699
受託研究等による収入	6
その他の収入	92
投資活動による収入	450
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

第 11 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、短期借入金の限度額を1億1千万円（年間の運営費交付金および授業料の月平均の1か月相当額）とする。

第 12 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

第 13 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

第 14 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。

第 15 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の推進および学生生活の充実を図るための施設設備、備品等の整備に関する経費ならびに本中期計画において重点的に取り組む事項（重点戦略）に要する経費に充てる。